

## 第 104 回 岡山市第二農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 令和元年 12 月 13 日（金） 午前 10 時 00 分
- 2 開会の日時 令和元年 12 月 13 日（金） 午前 9 時 45 分
- 3 閉会の日時 令和元年 12 月 13 日（金） 午前 10 時 30 分
- 4 会議の場所 岡山市東区西大寺南一丁目 2 番 4 号 岡山市東区役所 3 階 多目的ホール
- 5 委員の番号及び氏名並びに出席，欠席の別

定数 10 名 出席 9 名 欠席 1 名

議席番号	氏名	出欠の別	議席番号	氏名	出欠の別
会長（2）	浮田 孝允	出	6	申田 修	出
職務代理人（5）	岸本 博	出	7	今東 徳雄	出
1	上岡 耕一	出	8	難波 勝利	欠
3	大森 美也子	出	9	延澤 強哉	出
4	奥田 哲也	出	10	雪本 泰嗣	出

### 6 農業委員以外の出席者

農地利用最適化推進委員 中区協議会長 近藤 浩夫  
東区協議会長 岡崎 章二

事務局 担当局長 森本 章男 参事 畑 太志  
参事監 箕浦 勝宏 参事監 真田 明彦  
農地担当課長 佐藤 孝司 担当課長補佐 浦上 和彦  
担当課長補佐 竹田 了久 係長 百本 博次  
副主査 橋本 聡実 主任 花房 弘治

### 7 傍聴者 0名

### 8 議題

#### 第 1 号議案 農地関係申請等について

- 申請等（1） 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について
- （2） 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請について
- （3） 岡山市農用地利用集積計画の決定について（所有権の移転）
- （4） 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について

- 報告 (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届について  
(2) 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届について  
(3) 農地法第18条第6項による合意解約通知について  
(4) 農地改良届について

第2号議案 農政関係等について

- (1) 令和元年度事業について  
(2) その他

9 議事録署名委員の氏名

1番 上岡 耕一                      10番 雪本 泰嗣

10 議事の内容

議長            みなさんご苦労様です。それでは、ただいまから第104回 岡山市第二農業委員会総会を開会します。

本日の議事録署名委員を指名します。1番 上岡 耕一 委員，10番 雪本 泰嗣 委員  
をお願いします。

それでは、議案の審議の前に議案の訂正等がありますか。

百本係長            議案の訂正はありません。また、転用面積が3000㎡を超える案件について、中区倉田で露天駐車場を目的とする5条転用許可申請は、11月総会后、11月27日に県農業会議に諮問し、許可適当との答申がありましたので、許可指令書を交付しています。

以上です。

議長            それでは、申請等(1)農地法第3条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。事務局から中区の説明をお願いします。

花房主任            1ページ1番，受贈による所有権移転です。受人は現在，約1ヘクタール耕作しており，非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること，機械，労働力，技術，地域との関係を見ても問題がないこと，農業委員会が定める下限面積30アールを超えていることから，許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上です。

議長            中区協議会の協議の様を近藤協議会長さん，ご報告願います。

近藤推進委員        1番について審議した結果，事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き

続きのご審議をお願いします。

議長 協議会の報告がありました。委員さん、何かご意見がありますか。

全員 ありません。

議長 次に東区の説明をお願いします。

百本係長 1 ページ 2 番、増反による所有権移転です。受人は現在、約 4.5 アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積 40 アールを超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。

3 番から 5 番は、受人が同一のため同時に説明します。

いずれも増反による所有権移転です。受人は現在、約 1.3 ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積 40 アールを超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。

6 番、受贈による所有権移転です。受人は現在、約 1.2 ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積 30 アールを超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。

7 番、増反による所有権移転です。受人は現在、約 8.9 ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見ても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積 30 アールを超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。

以上です。

議長 東区協議会の協議の様様を岡崎協議会長さん、ご報告願います。

岡崎推進委員 2 番から 7 番の 6 件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議長 協議会の報告がありました。委員さん、何かご意見がありますか。

全員 ありません。

議長 それでは、申請等（1）は 1 番から 7 番の 7 件を許可と決定してよろしいか。

全員 よろしい。

議長 それでは、申請等（1）は 7 件を許可と決定します。

議長 次に、申請等（2）農地法第 5 条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。

事務局から中区の説明をお願いします。

花房主任

2 ページ 1 番， 2 番は同じ地域なので一括して説明します。

申請地は，いずれも令和元年 1 月 1 4 日付で農振除外済の案件で，農地の広がり  
が 1 0 ヘクタール未満の 2 種農地と判断され，転用目的は自己専用住宅です。

1 番，受人は現在，岡山県倉敷市中庄の借家に夫婦，子供 1 人の 3 人で生活して  
いますが，子供の成長に伴い家財道具が増え手狭になったため，妻の実家から近く相互  
に協力しやすい他，夫の勤務地からも近く通勤に便利である申請地を所有権移転して  
自己専用住宅に転用しようとするものです。

2 番，受人は現在，東川原の借家に妻と子供 1 人の 3 人で生活していますが，子供  
の成長に伴い家財道具が増え手狭になったため，夫の実家に近く両親と相互に協力し  
やすい申請地を所有権移転して自己専用住宅に転用しようとするものです。

いずれも農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積・被害防除計画等，  
一般基準上も問題ないと考えます。

3 番，申請地は，農用地で，永久転用目的のための露天駐車場としての一時転用申  
請であり，転用期間は許可日から 3 年間です。

受人は現在，倉富地内で運送業を営むものですが，自社の業務統合により別事業所  
で使用中のトラック駐車場を新たに確保する必要性が生じましたが，現在使用してい  
る駐車場には駐車スペースがないため，現在使用中の駐車場に隣接する申請地に新た  
に賃貸借権を設定して露天駐車場に一時転用しようとするものです。

申請地は，農用地ですが一時転用で農業振興地域整備計画に支障を及ぼすおそれ  
がないことから例外許可が可能です。転用面積・被害防除計画等，一般基準上も問題  
ないと考えます。

4 番，令和元年 1 月 1 4 日付で農振除外済の案件で，農地の広がり 1 0 ヘクタ  
ール未満の 2 種農地と判断され，露天駐車場として一時転用中です。

受人は現在，倉富地内で運送業を営むものですが，平成 3 1 年 2 月に大型車両を購  
入した際に生じた駐車場不足を解消するため，既存露天駐車場に隣接した申請地につ  
いて一時転用許可を受け露天駐車場として使用していましたが，申請地の所有権移転  
の話がまとまったことを受け申請地を所有権移転し引き続き露天駐車場として使用  
するものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積・被害防除計画等，一般基準  
上も問題ないと考えます。

5 番，令和元年 1 月 1 4 日付で農振除外済の案件で，農地の広がり 1 0 ヘクタ  
ール未満の 2 種農地と判断され，転用目的は自己専用住宅です。

受人は現在，南区築港栄町の借家にて妻と子供 2 人の 4 人で生活していますが，子供  
の成長に伴い家財道具が増え手狭になったことから，夫の実家や妻の親族の家に近く相互に協力  
しやすく子供の通学にも便利な申請地を所有権移転して自己専用住宅に転用しようとするも  
のです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積・被害防除計画等，一般基準  
上も問題ないと考えます。

以上です。

議 長

中区協議会の協議の様を近藤協議会長さん，ご報告願います。

近藤推進委員 1番から5番の5件について協議したところ、事務局の説明のとおり許可意見としています。引き続きのご審議をお願いします。

議長 協議会の報告がありました。委員さん、何かご意見がありますか。

全員 ありません。

議長 次に東区の説明をお願いします。

百本係長 2ページ6番、7番は受人が同一のため同時に説明します。

申請地は、駅から約300メートル以内の3種農地と判断され、転用目的は露天駐車場で所有権を移転します。

受人は現在、申請地近隣で藤田病院を経営していますが、既存駐車場の不足と医療スタッフの増員のため、露天駐車場を増設しようとするものです。6番は北側既存駐車場の敷地拡張で、7番は新設分です。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

8番、令和元年5月30日付けで農振除外済みの案件です。申請地は農地の広がり10ヘクタール以上の1種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で所有権を移転します。

受人は現在、中区海吉の借家に家族3人で居住していますが、子どもが増え手狭となったため、実家に隣接し両親や農業の手助けができる父所有の申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。令和元年8月30日付で農地法第5条使用貸借権設定の許可済みでしたが、11月7日付で取り止め書が提出され、申請内容を所有権移転に変更し、再度申請があったものです。

農地区分は1種農地ですが、集落に接続した住宅に該当し、父所有の土地で外に代替地がなく例外的に許可が可能です。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

以上です。

議長 東区協議会の協議の模様を岡崎協議会長さん、報告願います。

岡崎推進委員 6番から8番までの3件について協議したところ、事務局の説明のとおり許可意見としています。引き続きのご審議をお願いします。

議長 協議会の報告がありました。委員さん、何かご意見がありますか。

全員 ありません。

議長 それでは、申請等(2)は、1番から8番までの8件を許可と決定してよろしいか。

全員 よろしい。

議長 それでは、申請等（２）は８件全件を許可と決定します。

議長 次に申請等（３）岡山市農用地利用集積計画の決定について（所有権の移転）について審議します。それでは事務局から説明をお願いします。

百本係長 申請等（３）の所有権の移転については、３ページ１番、２番の２件で、農地中間管理機構である担い手育成財団が行う売買事業です。いずれも財団から耕作者への所有権移転です。

以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えられ、東区協議会では原案のとおり承認意見となっています。

以上です。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全員 ありません。

議長 それでは申請等（３）の岡山市農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定とします。

次に申請等（４）農地法第３条の３第１項の規定に基づく届出について、事務局から説明をお願いします。

百本係長 ４ページ１番から５ページ５番までの５件で、権利取得の事由はすべて相続、権利の種類はすべて所有権で、内容をご覧のとおりです。あっせん等の希望はすべてありません。

中区及び東区協議会ではすべて受理意見となっています。

以上です。

議長 ただいまの説明について、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 それでは、申請等（４）農地法第３条の３第１項の規定に基づく届出について、５件を受理と決定します。

次に報告について、事務局から説明をお願いします。

花房主任 報告（１）４条届については、６ページ１番の１件です。転用目的は、宅地造成で、専決日は備考欄のとおりです。

報告（２）５条届については、７ページ１番から８ページ１０番の１０件です。転用目的は、敷地拡張が１件、分譲住宅地が３件、露天資材置場が１件、分譲戸建住宅が１件、露天駐車場が２件、自己専用住宅が２件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告（３）１８条第６項の規定による合意解約通知については、９ページ１番から１０ペ

ージ9番までの9件です。解約理由は耕作目的が5件、転用目的が4件で、離作料は記載のとおりです。

報告(4)農地改良届については、11ページ1番の1件で、内容は普通野菜畑です。

以上です。

議長 これらの報告について、ご質問はありませんか。

全員 ありません。

議長 何もないようでしたら以上で第1号議案、農地法関係申請等は終了します。続きまして第2号議案、農政関係等について事務局から説明をお願いします。

事務局 資料に従い説明する。

(1) 農業委員会による「令和元年度台風第19号等義援金」の募集について

(2) その他 綱紀の粛正の徹底について(決議)

岸本職務代理者 それでは何かご意見等がありますか。

串田委員 「人・農地プラン」について、先日「人・農地プラン」の会議に出席したが、農業委員会がかかわることはわかるが、実際補助金をもらうことが先行している感じがある。新しい人農地プランを作成しようとしたら、後継者をつくるということになるがそのような話は全くなかった。補助金を払って大規模にすることで製造原価を下げ米価が下がることがはたして農家にいいことなのか。国が都合のいい数字を作るがためなのではないかと思ったりする。農業委員会が農地を守る以外に数字をいじることがいいのか悪いのか考えないといけないのでは。米価が下がった状態では新規就農者がでてこなくなる。政策の根本をよく考えないといけない。

米の生活消費量が月3000円で安いコメを作っている。これ以上米を作れというのは酷なのでは。こんな安い状況で後継者ができるはずがない。こういったところから見直していかないとほんとに農地は守れないと思う。根本的な話をしないで農業委員ががんばってもあとが育たない気がします。国の政策が農家を守る政策なのかよく考えなくてはならない。農業委員会、岡山市が国に対して発信してもらえれば。

中間管理機構について、昔の農業委員会のあっせんは1軒分まるごとあっせんしてくれた。いまの機構は良いとこ取りで、いろいろ条件がありすべての農地を借り受けてくれない。預かれるものはすべて預かって割り振るぐらいのことをしてほしい。現場では集積が多いような気がします。

人農地プランについて農業を守るという点では議論できるが、補助金ありきの中では不安である。もう少し流れがはっきりしてから進めてほしい。

森本局長 人農地プランは国主導で進められているなかでいろいろ意見がある。今回いただいた意見はまた国、県での会議の場で伝えていきたい。一方で補助金の話があります。地域で補助を受けてやりたい人には形上で必要な政策であるが、本来は地域の担い手を育てるために制度を活用するという視点で市としては取り組んでいきたい。

岸本職務代理者 それでは何かご意見等がありますか。なければこれで終わりたいと思います。本日は、お忙しいところ、第二農業委員会総会にご出席いただき、慎重審議ありがとうございました。これをもちまして、閉会といたします。

閉会 午前10時30分

以上議事の顛末を記録して相違ないので署名捺印する。

議 長

署名委員

署名委員